

更新日:

担 当 : 計画課 森林施業調整官

名 称	剣山生物群集保護林		
面 積	446.02 ha 保護地区 397.34 ha 保全利用地区 48.68 ha	設定年月日	平成25年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	徳島県三好市に所在する。 徳島森林管理署管内 名頃谷山国有林 44林班 他(別紙のとおり) 徳島県最高峰である剣山(1955m)と次郎笈(1930m)を結ぶ稜線の北側に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約1050～1955mに位置し、冷温帯から亜寒帯までの林相の垂直分布を見ることができる。 シコクシラベ、ダケカンバ、ブナ、ミズナラ、ウラジロモミ、サワグルミ等の多様な樹種が生育しており、稜線部はミヤマクマザサの草地となっている。 ツキノワグマ(環境省レッドリスト(2015年)の「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」)の生息が確認されている。		
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区、保全利用地区とも天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等(キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
法令等に基づく指定概況	剣山国定公園第1種特別地域・第2種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成25年4月 剣山植物群落保護林を設定 平成30年4月 剣山生物群集保護林に名称変更		